

## 鯖江市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 鯖江市ホームページにおける広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関しては、鯖江市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載する広告物は、別表に定める基準に適合するものでなければならない。

(広告の位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、市長が指定する位置とし、枠数は制限を設けないものとする。

(掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鯖江市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告物の原稿データを添えて、市長が指定する日までに、市長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みは、1枠を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による申込みに対し、必要に応じて、資料の提出を求めることができる。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載の優先順位については、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は、広告掲載希望月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

(1) 市内に事業所等を有する者の広告

(2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告

(3) 前各号に掲げる広告以外の広告

(広告物の制作および経費負担)

第7条 広告物の原稿データは、広告主（要綱第11条に規定する広告掲載の決定を受けた者をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告主は、市長の定める仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

（著作権等）

第8条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告主が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは負担しなければならない。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、1枠当たり月額8,000円とする。ただし、1年間継続で掲載する場合には年額80,000円とする。この場合において、広告掲載料は、消費税および地方消費税の額を含むものとする。

（広告掲載期間）

第10条 広告掲載期間は1月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載の開始日および終了日は市長が別に定める。

（広告掲載の方法）

第11条 鯖江市ホームページへの広告の掲載は、広告掲載開始日の正午までに行うものとする。

2 鯖江市ホームページからの広告の削除は、広告掲載終了日の翌日正午までに行うものとする。

（広告掲載期間の延長）

第12条 広告掲載期間中に、災害などに起因する障害、ホームページのメンテナンスおよび停電等によるホームページ公開停止期間を除き、市の都合によりホームページの公開ができない場合は、掲載しなかった日数に応じ、年度を超えない範囲で掲載期間を延長できるものとする。ただし、その日数が3日以内の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告内容の変更）

第13条 市長は、要綱第8条第2項の広告掲載の決定後、事情変更等により、広告物の内容、デザイン、リンク先等（以下「広告物の内容等」という。）が第2条の基準に抵触し、またはそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内

容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し鯖江市ホームページ広告掲載内容等変更申出書（様式第3号）を提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第14条 要綱第12条に規定するもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

(1) 広告掲載に必要となる広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。

(2) 前条第1項の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、広告掲載の取下げを行う場合は、鯖江市ホームページ広告掲載取下申出書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第16条 要綱第13条の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額総額の総額とする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 鯖江市ホームページ広告掲載基準

- 1 掲載する広告物は、バナー広告とする。
- 2 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。
  - (1) サイズ 縦80ピクセル×横225ピクセル
  - (2) 画像形式 GIF（アニメーションGIF 不可）、JPEG
  - (3) 容量 6KB以内
- 3 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。
  - (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン、およびボタンのように見えるもの。
  - (2) アラートマーク等OSがユーザーに対して注意を促すためのイメージまたはそれに類似するもの。
  - (3) ラジオボタンまたはラジオボタンのように見えるもの。
  - (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）。
  - (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）。
  - (6) その他市長が不適切と判断するもの。
- 4 閲覧者が市に関する情報であるかのように混同するおそれがある次のような表現を含む広告物は掲載しない。
  - (1) 鯖江市ホームページのコンテンツと類似の色調および字体を使用するもの。
  - (2) 「市民協働」「施設ガイド」「教育相談」「生涯学習」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が鯖江市の事業と誤解しやすいもの。
- 5 広告物の色調および解像度については、次の基準によるものとする。
  - (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を用いる場合には、文字が読みやすくなるように配慮しなければならない。
  - (2) 金銀色、蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は、目立つことを重視するあまり極端な色使いにならないこととする。
  - (3) 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- 6 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げる際の代替情報を付加するものとする。